

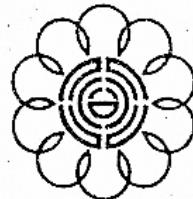
平成 5 年度

第25回 越谷市民文化祭

平成5年11月20日(土)~23日(火)

越谷市郷土研究会展示部門出品紹介

於 越谷コミュニティセンター 大ホールホワイエ



◇周りの10個の輪は、昭和29年11月3日に合併した十町村である

二町八ヶ村（「越谷町」の誕生）をあらわす。

十町村とは、越ヶ谷町・大沢町・桜井町・新方村・増林村・大袋村・
萩島村・出羽村・蒲生村・大相模村をさす。

なお、市に昇格したのが昭和33年11月3日。

◇中央部周りのデザインは、カタカナの『コ』を4個集めたもの。

つまり、越谷の『越』（「コ4」）を意味する。

◇中心部のデザインは越谷の『谷』の文字を図案化したものである。

第一回 市民文化祭の

越谷市郷土研究会云展不作品リスト

※右の展示作品に関する問い合わせ先は、谷岡隆夫(当会幹事長、裏表紙に連絡先あり)まで

番号	題名	頁	出品者名	住所
1	越谷宿富士講中の寄進灯籠	2	小原勘三郎	宮本町三丁目
2	越谷に落ちた隕石	3	小島誠	平方
3	旧平方村の石仏類	4	加藤幸一	宮本町二丁目
4	明治天皇田植御覧の処	26	鈴木秀俊	新川町一丁目
5	仏像の理解と鑑賞	28	高橋清	新川町一丁目
6	旧出羽村の文化活動	29	名倉さわ	新川町一丁目
7	綾瀬川の源流	30	宮川進	千間合西二丁目
8	市神神社	32	山崎善司(故人)	弥生町
9	一ノ網土橋架け替えについて	1、44	吉田敏子	袋山

1 越谷宿富士講中の寄進灯籠

越谷宿の

講中名

越谷宿二三名の連名

小原勘三郎



木曽岳の富士塚（川口市東内野・裏）
木の（寛政十二）年、富士講の蓮見知
重の発願によって、見沼代用水と
通船堀の連結点に築造された。
（鳥居右）富士塚（鳥居左）
高さ五・四m、直徑二十mの頂上
にはお鉢めぐりができるように穴
が掘ってあり、今日では入り口が
埋没しているが、塚を貫いて胎内
めぐりができるようになっていた。
埼玉県の富士塚では最もふるく、
庶民信仰の様相を示すもので、貴
重である。

塚の周囲には、一八〇四
(享和四)年、越谷富士講
中二三名の寄進による灯籠
一対（高さ一m、基壇幅五
〇cm）がある。

『越ヶ谷宿
講中』



一八三三（天保四）年
丸参講の信者の協力によ
り寄進された手水鉢。
このほか数多くの富士信
仰を物語る記念碑がある。

2 越谷に落ちた隕石

『隕石、民家を直撃』

新聞に報せられたのは、昨年十二月、島根県美保町惣津・松本優さん宅のことです。二階の屋根から一階の床まで突き抜けました。



写真①
越谷の隕石



写真②
アリゾナ州の隕石

ところが、一九一四（大正三）年十月、南埼玉郡桜井村（現越谷市）大字大里五四一番地・中村喜八氏（現勉氏）所有地に隕石（写真①）が落下したのです。

当家の古老の話によると、近所の人が、夜明け前に井戸端で洗面中、西方の方から物凄い音をたてて迫るものがあり、吃驚仰天「お化けだ」と叫びながら家中に飛び込み、戸を締めたとのことです。

その後、数ヶ月して耕地に行き、一畠余の深さにあるこの石を発見しました。横幅約十八cm・高さ十cm・重さ四kgありました。

隕石とは、流星の大きなものが地上に落ちる時、空気との摩擦で燃焼しきれないもので、三種類あります。

- 一、石質隕石
- 二、石鉄隕石
- 三、鐵隕石

写真②は越谷児童館にある約二万年前の鐵隕石です。

アメリカ・アリゾナ州に落下したもので、重さ十一kgと大きさの割りに非常に重いものです。

3 旧平方村の石仏類

加藤幸一

1・石仏とは
私は、「石仏」（いしばとけ）は供むための仏様の像容を石に刻んだ石造物としてとらえている。更に像容の代わりにそ

の仏様の名称が刻まれた文字塔も石仏とみなしている。

一方、脣塔・宝篋印塔・五輪塔・無縫塔等の最後に「塔」の言葉がつく石造りの供養塔や墓標をかねた供養塔である墓石などは「石塔」としてとらえるべきであろうが、ここでは「石仏類」として含めてとらえてみた。

江戸時代に造立された石仏類は、いくつか消滅したものもあるが、現代人に顧みられないまま今でも意外と身近な所に多く存在している。さまざまな石仏類を見ることによって当時の庶民の信仰の様子をかいま見ることができる。そればかりか石仏類に刻まれた人名などの文字を丹念に解説していくば、郷土の歴史を解明する貴重な歴史的資料ともなる。いまや石仏類の重要性は勿論、その存在すら忘れられている。そして開発の波のって、石仏類はこの世から消滅しつつある。そこでこれらの歴史的遺産を正確に記録し、今後の郷土史の解明の基礎資料として残したいと思い、平方地区のみに限ってではあるが調査した一部をここに紹介する。詳細については林西寺に資料を置いておくので資料請求の上（無料）ご活用下されたい。

2・平方村の石仏類紹介（主なもの）

図1は念仏塔である。「南無阿弥陀仏」と唱える念佛信仰集団である念佛講が建立したものである。主尊は本来は阿弥陀如来なのであるが、ここでは宝珠と錫杖を持った地藏菩薩である。極楽淨土の信仰が宗派を越えて社会の隅々まで浸透していたことがわかる。

図3は石橋供養塔である。日光道中から現在地に入る所に橋が架けられていた。ここに新たに石橋が建立されたことを記念し供養の意味も込めてこれを造立したのである。この石塔に刻まれた銘文によると、造立した一人である願主・信誓意覚は浅草觀音に毎月参拝し、それを三年間も続けたという。江戸との人的交流がうかがえる。

図5、9などは普門品供養塔である。普門品という經典の名を刻んだ刻経塔である。「普門品」とは「法華經」の中にある「觀世音菩薩普門品第二十五」をさしている。俗に「觀音經」とも呼んでいる。普門品供養塔は觀音經を誦誦する信仰が

庶民の間に広まっていたあらわれである。

図2、6、7、8などは庚申塔である。青面金剛の像容を刻んだものと「青面金剛」とか「庚申塔」と文字で刻んだ文字庚申塔とがある。像容塔の方は「日月・青面金剛・二題・三猿」が基本形である。青面金剛は手は六本あり、それぞれにさまざまな武器を持ち、足元に鬼を踏み潰している。

図10の石塔には、「女帝」との文字が見られる。つまりこの頃すでに「女体神社」の「女体」の代わりに「女帝」の文字が使われていたことを示すものである。

図11は無縫塔（卵塔）を描いた墓石である。この神社の東側にあった寺院跡地から移された石仏類の一つである。図

29のよう無縫塔は僧侶の墓石によく使われた。

図12、18、65は六十六部廻國塔である。六十六部廻國とは、大乘妙典（法華經）をわが国の大六十六カ国すべてに納めることを目的として六十六カ国を廻ることである。

図13、34、35、36は馬頭観音菩薩像である。運送馬や農耕馬が普及するにつれ、江戸時代中頃から馬を使用する人々によって馬頭観音の信仰がさかんになった。それにともない馬の供養や馬の無病息災の祈願を込めて三面多臂の馬頭観音菩薩の石仏が全国各地で造立されるようになった。そして時代が下るにつれて死馬の供養としての墓石もみられてくる。この場合は一面二臂となる。図13や34、36は馬の墓石であろう。

図14は道しるべを兼ねた文字庚申塔である。庚申塔の向かって左側面に「向大どまり道」と刻まれている。今は無いが、ここから田を突き切つて大泊に通じる道があった。旧平方村案内地図を参照されたい。

図15は宝篋印塔である。本来の目的は宝篋印陀羅尼經をこの石塔の中に納め、その經典の供養のために造立されるものであるが、江戸時代中頃から村の有力者の墓石として多く造立されるようになった。

図16は板碑型をした初期の墓石である。庚申塔の向かって左側面に「向大どまり道」と刻まれている。

図20は六阿弥陀参りのために寺院に建てた標識である。六阿弥陀参りとは阿弥陀如来を安置している六ヶ所の寺院を春と秋の彼岸に巡拝する信仰である。江戸の町で盛んに行われた。この越谷地域にも江戸の六阿弥陀参りをまねて「新六阿弥陀参り」として行われたのである。現在、増林の林泉寺に「新六阿弥陀仏二番」、登戸の報土院に三番、ここ林西寺に四番

番、大泊の安国寺に五番、大松の清淨院に六番の標識が残っている。すべて阿弥陀仏を本尊とする淨土宗の寺院である。

図24、25、26、53は「南無阿弥陀仏」と六字名号が刻まれた名号塔である。

図27、30は六面輪に描かれた六地藏菩薩である。六地藏は、苦しみの「地獄」、貪りの「餓鬼」、愚かさの「畜生」、争いの「修羅」、人間の「人」、喜びの「天」（天上）の六つの迷界である。六道を輪廻転生する人々がどこにいて迷つても救いの手を差し伸べられるように、六つの分身として表されたものである。図27は、向かって右側から幡幅（一種の旗）を持つ地藏、合掌する地藏、幡幅を持つ地藏、両手で宝珠を持つ地藏、柄香炉を持つ地藏、宝珠と錫杖を持つ地藏。図30は、向かって右側から右手は柄香炉を持つ地藏、左手は施無畏印で、左手は宝珠を持つ地藏、右手は錫杖を持ち、左手は与願印の地藏、両手で幡幅を持つ地藏、右手は錫杖、左手は宝珠を持つ地藏、両手で数珠を持つ地藏となる。上部には、遊化六道、拔苦與樂、法界平等と刻まれている。

図29は白石六兵衛が建立した供養塔で、子供にすがられている地藏が描かれている。地藏にすがる子供は安永八年（一七七九）八月二十四日に亡くなつた到開童子を指し、その両親は孝善長順信士と園善恵林信女であろう。

図31は呑龍上人の墓石である。太田市の金山にある大光院は「子育て呑龍」で有名であるが、呑龍上人は平方村の隣にある「ノノ割村（現・春日部市）で生まれ、十四才の時に林西寺に入り、その後の天正十二年（一五八四）に第九世の住職となつていている。呑龍上人が大光院を開山したのは後のことである。呑龍上人は大光院にて元和九年（一六二三）に亡くなつてゐるが、その時に大光院に造立された墓石はここ林西寺に造立された墓石と同じであるといふ。

図38、50は不動明王三尊像である。中央には炎の中に岩座にすわる不動明王が剣と罫索を持ち、下には不動明王の脇侍である矜羯羅（向かって右）・制多迦（向かって左）の二童子がある。矜羯羅童子は優しい顔付きをして立つて、開敷蓮華（蓮の花が開いた花）と木敷蓮華（まだ開いていないつぼみの花）とがついた長い蓮華の柄を、左手は上げて右手は下げて両方の手で持つ姿である。また制多迦童子は怖い顔付きをして、半跏座で、左手は胸のあたりの衣をつかみ、右手は下げて宝珠を持っている姿をしている。これらの像容は成田山新勝寺のものと同じである。

図41の「大天狗」「小天狗」を伴つた石尊大権現とは神奈川県の大山にある阿夫利神社の本尊である。大山石尊さん（大

山大聖不動明王石尊大権現)の石尊参り(大山参り)は、江戸時代に関東のみならず東海一円で盛んであった。

図47は図3と同じ石橋供養塔である。昔はこの地に橋が架かっていた。つまり近くの古利根川から用水とし水を取り、その用水路は平方五一二番地の小川家と六二九番地の中村家との間を通って平方北通り(この名称は越谷市制施行三十周年を記念して名付けられたもの)を横断していた。小川家が利用している平方北通りに出る直線の道は用水路跡地である。

図52は十三仏塔である。最上段には虚空藏菩薩、二段目は向かって右側から大日如来、阿閦如来、阿弥陀如来、三段目は藥師如来、觀音菩薩、勢至菩薩、四段目は宝塔が描かれていらない弥勒菩薩、地藏菩薩、普賢菩薩、最下段は不動明王、釈迦如来、文殊菩薩の計十三の仏さまが描かれている。十三仏信仰とは、十三仏をそれぞれの忌日に本尊として死者の追善供養をするものである。この十三仏信仰の名残が今日でも見られ、人が死亡してから七日目の初七日の法事(法要)から始まつて、三十三年目の三十三回忌までの計十三回の法事にそれぞれの本尊として配当されている。

図53は浄土宗を開いた円光大師法然の像が見られる。法然は「専修念佛」(専ら念佛を修めなさい)を奨励し、百万遍唱えることを目標とさせている。この名号塔には「百万遍」との文字が刻まれている。

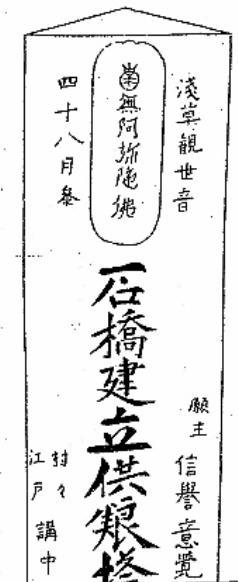
図57は平方一〇〇番地の大塚家にある墓石である。この墓石には次のような言い伝えが残っている。戸崎の宇田川家(現在は、平方九六三一に移転)が住んでいた。今でも小早川家の人々が供養をしている。

図63は銘文を見ると「庚申の供養」と刻まれているので庚申塔である。江戸時代の寛文年間(一六六一~七二)になると背面金剛と呼ばれる仏さまが初めて主尊として描かれるようになる。それまでは阿弥陀如来であつたり地藏菩薩であつたり、主尊が一定していなかつた。主尊を如意輪觀音菩薩としたこの庚申塔は江戸時代初期の貴重な庚申塔である。

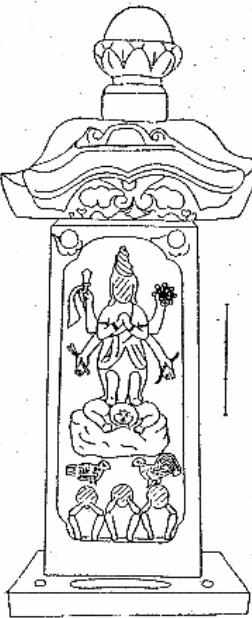
1. 地藏菩薩像付きの念仏塔



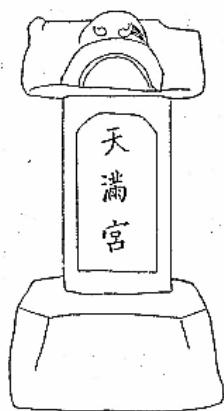
2. 庚申塔



3. 石橋供養塔



4. 天満宮石祠



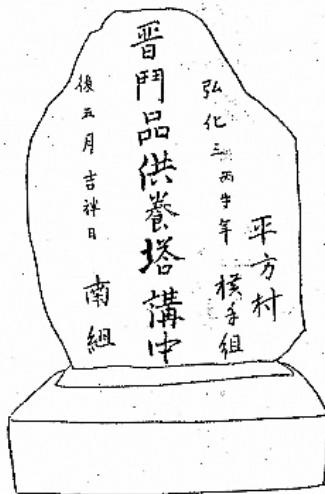
5. 普門品供養塔



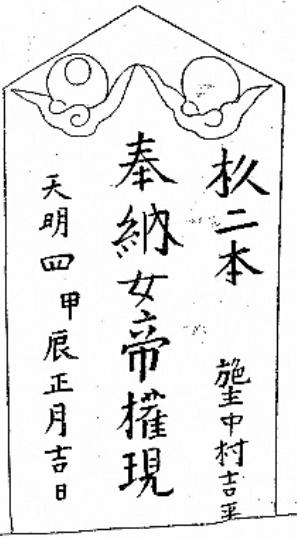
6. 庚申塔



9. 普門品供養塔



10. 奉納記念塔



7. 庚申塔



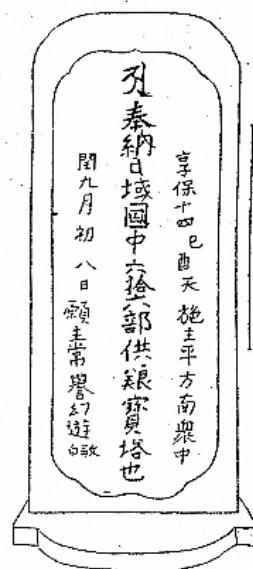
8. 庚申塔



11. 僧侶の墓塔



12. 六十六部廻國塔



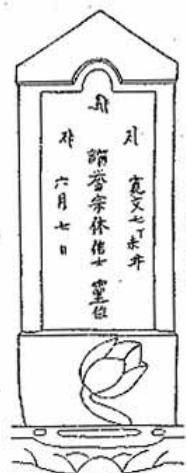
13. 馬頭觀音菩薩像



14. 道標をかねた庚申塔



16. 初期の墓塔



15. 宝篋印塔



17. 道標をかねた庚申塔



19. 地藏菩薩像



20. 「新六阿彌陀仏四番」
標識石塔



18. 地藏菩薩像付き
六十八部廻國塔



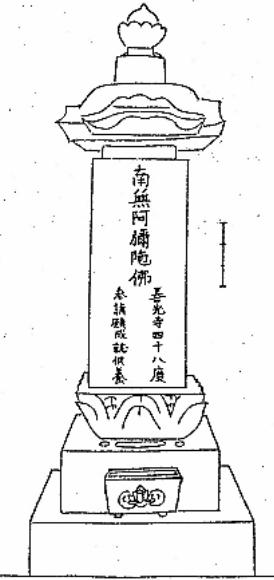
21. 庚申塔



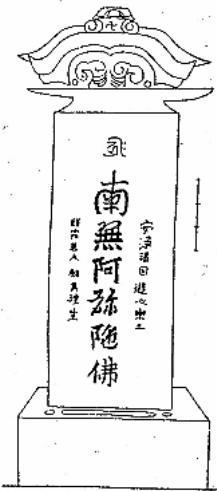
22. 庚申塔



25. 名号塔



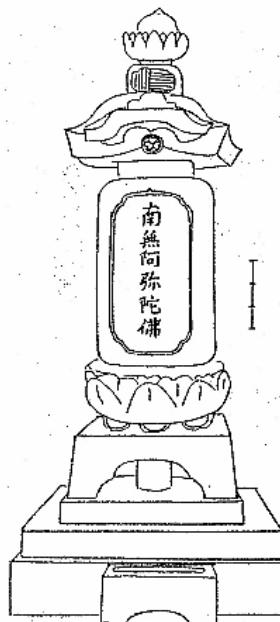
26. 名号塔



23. 庚申塔



24. 名号塔



27. 六面幢六地藏



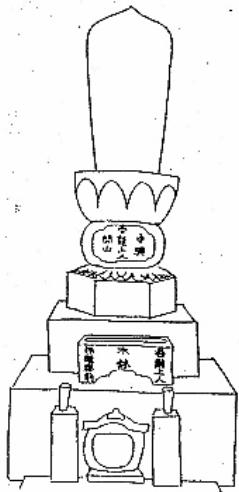
28. 丸彫地藏菩薩像付き
敷石供養塔



29. 地藏菩薩像



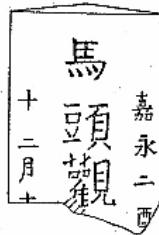
31. 吞龍上人墓標の無縫塔



30. 六面幢六地藏



32. 馬頭觀音菩薩文字塔



33. 地藏菩薩像



34. 馬頭觀音菩薩像

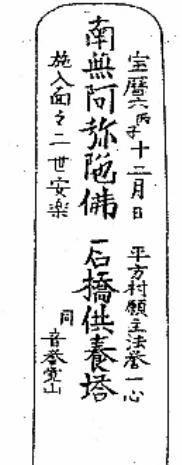


35. 馬頭觀音菩薩像

36. 馬頭觀音菩薩像



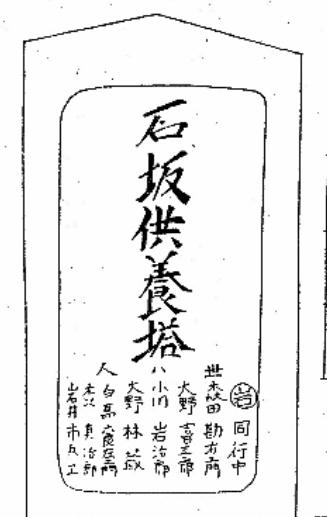
37. 名号付き石橋供養塔



38. 不動三尊像



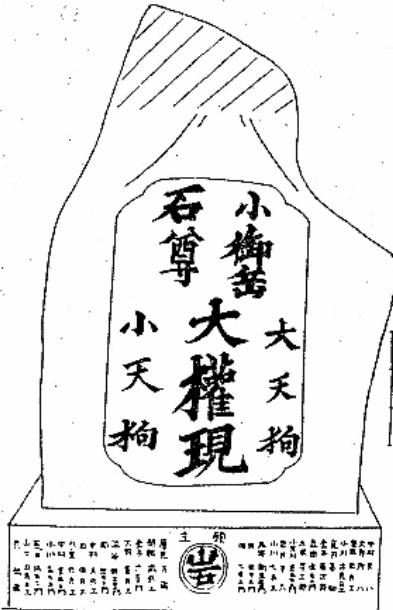
39. 石段供養塔



40. 石鳥居供養塔



41. 小御嶽・石尊大權現



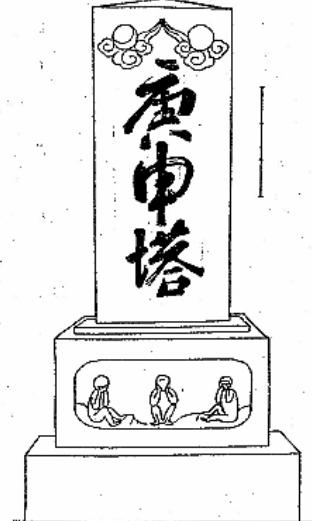
43. 庚申塔



42. 普門品供養塔



44. 庚申塔



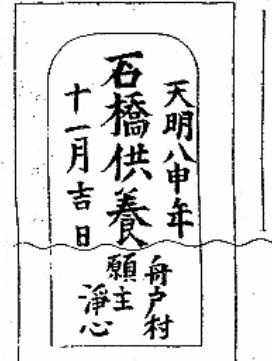
45. 庚申塔



46. 水神宮石祠



47. 石橋供養塔



48. 庚申塔



49. 庚申塔



50. 不動三尊像



51. 六地藏塔

52. 十三仏塔



53. 丸彫り法然像付き
名号塔



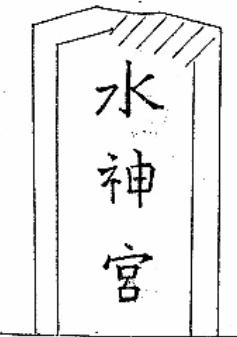
54. 庚申塔



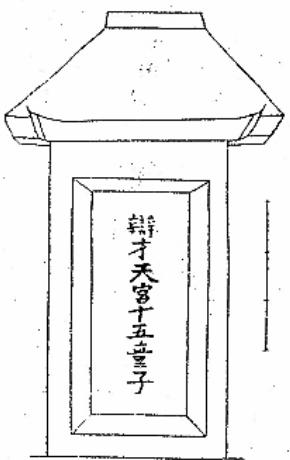
55. 馬頭観音菩薩文字塔



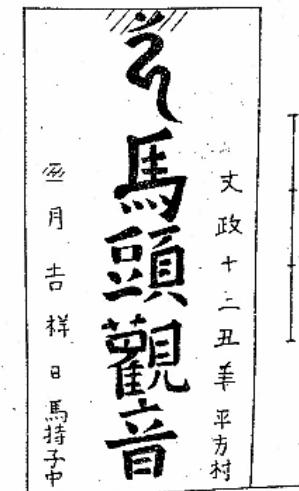
58. 水神宮



59. 弁才天宮十五童子石祠



57. 地蔵菩薩像の墓塔



56. 馬頭観音菩薩文字塔

馬頭観音

文政十二年正月平方村

五月吉祥日馬持子中

56.

57.

58.

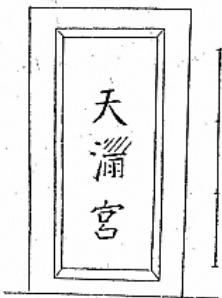
59.

56. 馬頭観音菩薩文字塔

60. 本宮大権現石祠



61. 天満宮



62. 庚申塔



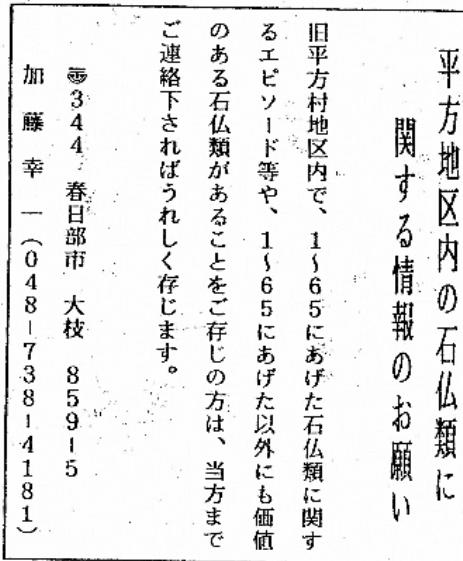
63. 如意輪觀音菩薩像付き
庚申塔



64. 千手觀音菩薩像付き
念佛塔



65. 六十六部廻國塔



旧平方村案内地図

- 1 ~ 3 白鳥文具店裏の古道北側
 4 ~ 12 女帝(じょたい)といひ女体(めだい)神社
 13 白鳥(しらとり)家敷地内
 14 九ノ里(くのさと)家路傍
 15 須賀家個人墓地
 16 中村家個人墓地
 17 ~ 31 林西寺(りんせいじ)

むすこ
伊南(いなん)家本村

三島神社の参道は平
 方3236の中島家
 と3700の中村家
 の間の空き地である。
 また三島神社のそば
 に月照院という寺院
 があったという。

武里駅
 大火(おほひ)田本村
 通中(つなか)

せんげん台駅より
 の武里駅より徒歩。
 大正大学行きバスを利用。

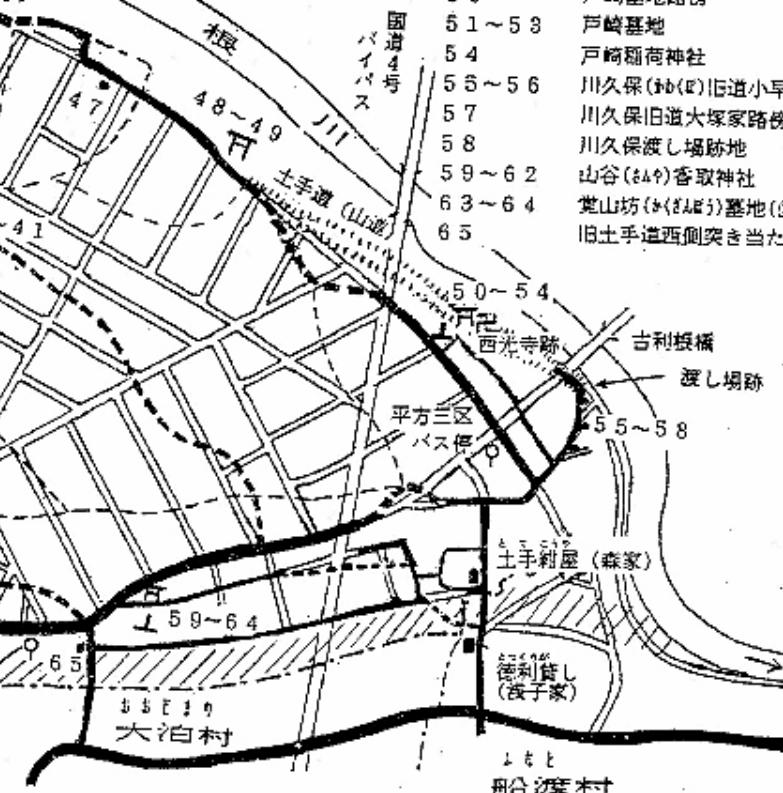
古道は明治十三年測量、
 迅速二万分の一の地図をもとにして推定

大枝(おおえだ)
 大泊(おおどまり)
 バス停

— は古道
 - - - は現在はない道

(推定)

- 32 ~ 34 染谷(ぞめや)家路傍
 35 ~ 37 春日部との市境路傍南側
 東組共同墓地そば路傍
 渡間(わたま)神社
 鹿島神社
 小川家近くの道路南側規制そば
 香取神社
 戸崎墓地路傍
 戸崎墓地
 戸崎稻荷神社
 川久保(かわくぼ)旧道小早川家路傍
 川久保旧道大塚家路傍
 川久保渡し場跡地
 山谷(やまや)香取神社
 般山坊(はんさんぼう)墓地(3鉢複数)
 旧土手道西側突き当たり路傍



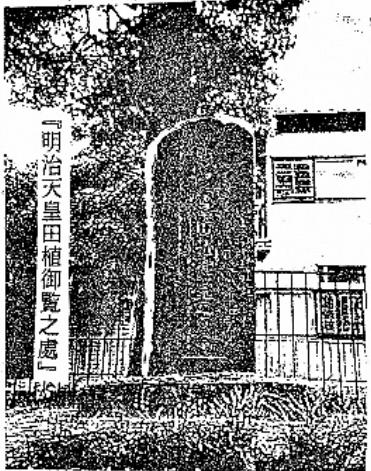
明治天皇田植御覽の処

鈴木秀俊

今は繁華街の一部となつた南越谷一丁目（旧四号国道沿い西側）の地に建つて石碑五基のうち、向かって左端の石碑が「明治天皇田植御覽の処」の碑である。碑の裏面に「明治九年六月三日東北御巡行の砌、当地に御車を止めさせられた田植を御覽遊ばされた処である。昭和七年蒲生村に於いて本敷地を制定。昭和十六年埼玉県史跡保存の指定。

昭和三十一年六月三日建之
越谷町教育委員会」と刻まれてある。

明治天皇東北御巡幸に際し埼玉原令の上奏をお聞き入れになり、その道筋に当たる南埼玉郡蒲生村地内に御車を止められ、農民の田植えの状況を御覽になられた。



『明治天皇田植御覽の處』

田植えには蒲生、登戸、瓦曾根、七左衛門、大間野の各村から二十

才前後の男女が三百余名参加し、男は白たすき、女は赤たすき、新しい蓑笠を戴き、水車に乗り水を汲む者五人、馬を使いしろかきをする者五人、歌声は遠近に聞こえ、あたかも一幅の活画を見るようであつたという。天皇は田植えの実況に感心なされ、一同に対し酒肴料御下賜の御沙汰があり、それから大沢一丁目の元本陣大松屋、福井権右衛門宅で御小休の後、予定のとおり幸手宿行在所に向かわれた。

田植え天覧の思い出（蒲生時報第三卷より）

七十二翁 浅見 足穂 記

六月三日はわが蒲生村の光榮ある田植え天覧記念日である。明治天皇には王政復古とともに東京に遷都あらせられ、御親政第九年、即ち明治九年六月二日帝都御発輦（御出發）東北御巡幸仰せ出され、その御道筋なるわが蒲生村は播種期（田植え期）に際し居たるより、本県々令白根多助氏より、農民播種状況を天覧に供し奉らんと上奏せしに、御嘉納あらせられたる次第なりと。

田植えの場所は、小学校（現在は東武こうしがや自動車教習所）北脇より三軒家（武藏野線陸橋辺り）に至る間の国道（旧四号）左右掘添二故苑と定められた。三日前より準備し、田植え人夫は蒲生、登戸、瓦曾根、七左衛門、大間野の諸村より田植えになれたる男女二十前後の者すべてに、新しき野良着物、男は白襟、女は赤襟、新しき蓑笠をかぶり、過失等なきようにと村役人、父兄など付き添いにて出場せり。

三日朝より晴れ渡り、午前八時三十分草加行在所御発輦。午前十時本村に入らせられ、警官厳重に警戒の中を近衛騎兵を先駆とし、白根県令乗馬にて御先導申し上げ、次に天皇旗を近衛騎兵捧持して進行し、続いて風築徐行あらせられ、供奉の人々は皆馬車にて、やがて田植えの場所にて暫し御駐輦、田植え状況を天覧あらせられたり。

この日、かつてなき鳳輦の御通過にて、当地の人々は、我も我もと屏観の光榮に浴せんと四方より群集し、名状すべからざる混雑を呈した。當時十九才の若人にて光榮ある田植えにせし余も七十余才の老翁となり、當時を回顧すれば、國家興隆、皇室の御盛運、国民福祉等軒々（うたた）古昔の感に堪えぬものがある。

大君のみそなはします田植えに

づらなるわれの昔をぞ思ふ

若人のここに深くとめかねて

今更ながら思ひ浮かべぬ



『明治天皇大澤御小休所』

右の写真「明治天皇大澤御小休所」の碑

元は越谷宿本陣の大松屋福井家門前にあつたが、現在は大沢小学校の庭に移建されている。

参考文献 越谷市史跡と伝説

越谷市教育委員会

越谷市文化財保護委員会

仏像の由来と観賞について

如來像



日本人はいずれの宗教をも信ずることのできる民族である。吾が國に仏教が伝来してほぼ千五百年となる。日本人の仏教はすっかり血肉となっている。

そこで仏像の由来と認識をあらたにして観賞すると更に意義深いと思う。

一、如來の像 如來とは真理を借りきった仏様を謂う。

釈迦如來、阿弥陀如來、薬師如來など。

二、菩薩の像 菩薩とは真理を求めて自ら修行し他を導く聖衆。如來より一段と

吾々人間に近い存在なので如來様にかわって吾々の願いを聞いてくれたり、

教えを広める役目をもつた仏様。觀世音菩薩、地藏菩薩など。

三、明王の像 教化のむづかしい衆生を「折伏」で救済するのが役目。そのため多くは「忿怒」の姿をしている。不動明王、五大明王、愛染明王など。

四、天部の像 仏法を守る神としてあがめられている。元來「天界」にすんでいたもので天がつく。仏教を守護する異教の神々である。梵天、帝釈天など。

五、高僧の像 歴史上実在した人物や宗祖・高僧などの像。

弘法大師、伝教大師、日蓮上人など。

六、習合神の像 仏教は日本に渡つてくるあいだ各地土着の神々、中國の道教的

神仙、又日本古來の天神地祇などと交流し定着した。

吾が國では本地垂迹説・神仏混濁説である。權現様、十大弟子、羅漢像など。

参考文献 姉ぎょうせい発行 日本の仏像大百科

6 旧出羽村の文化活動

名倉 さわ

旧出羽村は、越谷市最西端に位置し、綾瀬川を境として川口市と隣合せになる。丘陵地帯の川口に対し、旧出羽村は低地帯である。農家の殆どは、米を中心とした専業農家であった。その他、慈姑・蓮根も作られ、副業として裏蔭の薬細工がさかんであった。

農美会紀行

その素朴な農民生活にも、文化の一灯が生まれていた。

大正十四年、数人の方が手作りの和本・農美会紀行を作成した。

他の地を視察され、文章と共に五七五詩が記されている（写真①）。

農美会紀行も今は色あせ、文字のかすれもあるが、昔の農村文化の証として残しておきたい。

越巻薬師堂の句碑

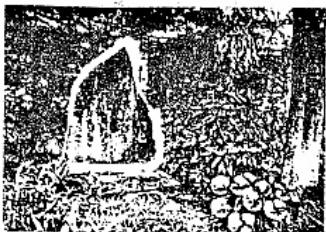
越巻には一七一三（正徳三）年建立と伝える薬師堂がある。

堂の傍らに一八六四（元治元）年の句碑があり、表に寺子屋の師とみられる薬師居士の句がある（写真②）。

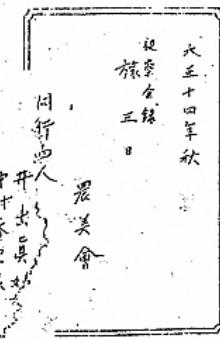
「砧うつ里の邊さや 花曇」

遠く地を這いつつ、砧を打つ音が聞えて来るようだ。

碑の裏には数人の門下生の句も刻まれている。当時、越巻を中心に俳諧や歌などの文化活動が盛んであったことを偲ばせている。



写真② 薬師堂の句碑



写真①

高橋

清

綾瀬川の源流

宮川 進

私達の街・越谷市の西端を流れる綾瀬川、その源流・水源はどこにあるのでしょうか。

荒川は江戸時代・寛永6(1629)年まで、いまの元荒川の流路を流れていました。そして、ある時期には、主流が綾瀬川の流路を流れいたこともあったといわれています。

寛永6(1629)年、幕府の代官・伊奈忠治により「瀬替」が行なわれた結果、荒川の水は現在の流路(それまでの入間川筋)を流れるようになりました。

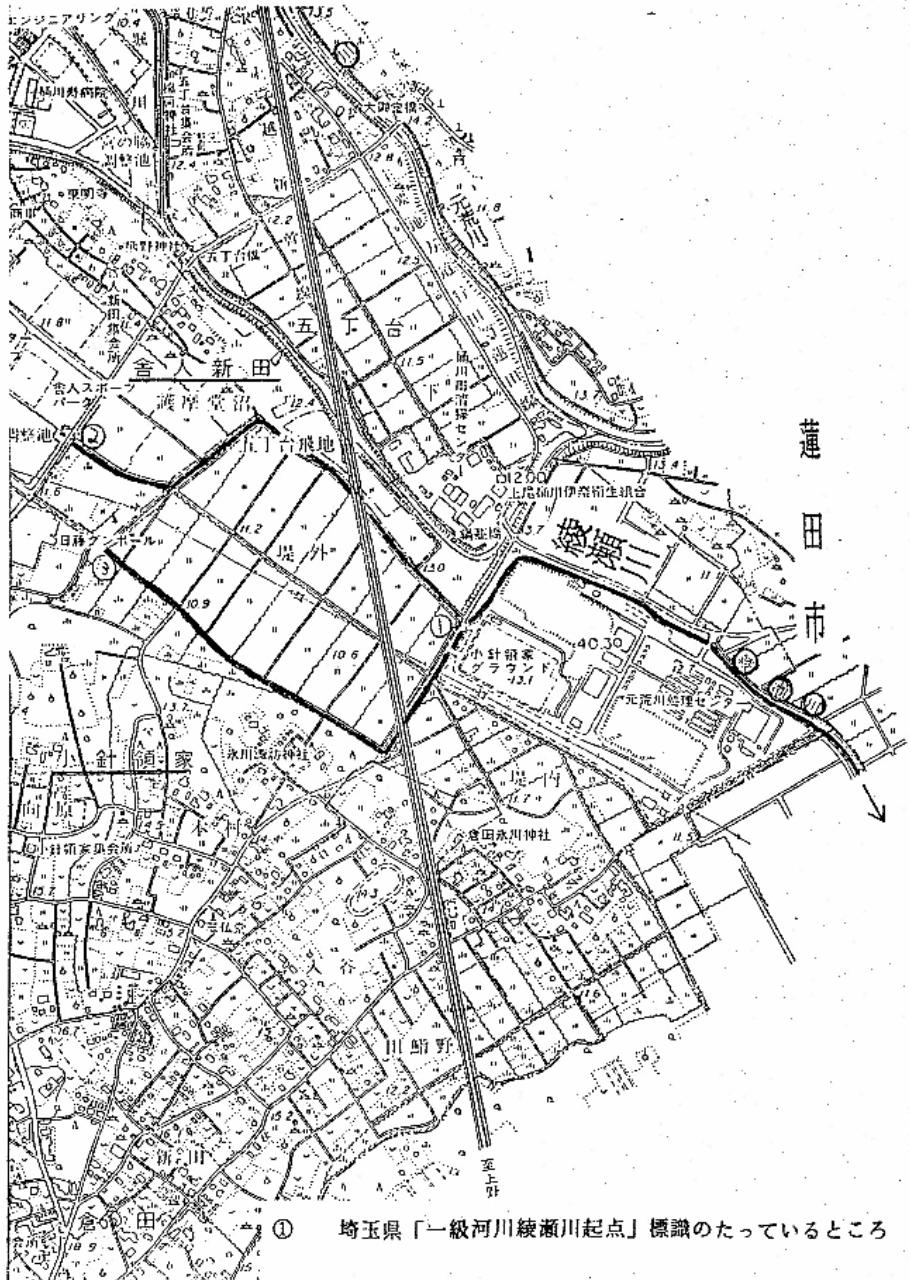
その後、いまの元荒川は熊谷市久下にある埼玉県水産試験場熊谷支場の二つの井戸から汲み上げられた水を主水源にしています。

そして、綾瀬川は……

埼玉県の公式の綾瀬川起点標識は元荒川終末処理場の西端の小川にあります。東にすぐ、元荒川の自然堤防が見えるところです。実際には、このあたり、桶川市舎人(とねり)新田や小針領家の雨水をうけてできた小川が、綾瀬川の源流となるようです。

綾瀬川は建設省による全国の一級河川調査で十二年連続して水質汚濁度ワーストワンという不名誉な川(総延長47.6キロ)。

行政の側でも、この不名誉な汚名を返上しようと水質浄化の計画を検討中のようですが、私たち市民の一人一人も身近な川の名誉回復のために力を結集したいものです。



① 埼玉県「一級河川綾瀬川起点」標識のたつているところ

②③ 綾瀬川の源流と思われるところ

山 崎 喜 司

一、社 地 壱畝武拾歩 拾間 五間

一、社 屋 拾步四厘

但、小屋敷 無役

一、起 立 右一市神社 再興起立

二、祭 神 大日靈命 合殿 大市姫命・手力雄命

越ヶ谷町元禄換地帳厚併 越ヶ谷町鑑文化年中 福井獻貞記より

当市神神社は、大沢橋のたもと、北に向かって右手に在り、現在では珍しい草葺屋根の拝殿と、神殿造り銅版

葺屋根の奥殿を具えた、小さいが立派な神社が建つてゐる。

越ヶ谷本町の鎮守、神明神社であるが、越ヶ谷六斎市の市神として、寛永年間、四十野村より橋台と称した、当所に移したと伝えられて居り、本町の商家や住人や市の人々の間で深く崇敬されいてる。

石造 花崗岩鳥居	一基	明治二十八年九月	本町老番組奉納
石造 御神燈	一对	文化十三年	
石造 お手洗石	屋根付き	文政十三年六月吉日	古着屋仲間寄進
石造 鳥居寄進	記念碑	明治二十八年九月	
石造 大神宮祠	一基	文政八年	本町老番組寄進
木造 稲荷社の祠	一基		

此の神明社には、嘉吉一年再興と記された棟札が有つたと云われるが、現在は、所在不明である。

市 神 神 社

越ヶ谷本町

越ヶ谷本町の橋際に建つ市神神社は、嘉吉二年の棟札を持つ神社で、其の規模は小さいが（拾步四厘）、本殿は神殿造、銅版葺屋根を持ち、拝殿は重厚な草葺屋根で立派な建物である。

嘉吉二年の棟札と云う事は、永享の乱が結城の合戦の末、嘉吉元年四月十六日、結城城が落城して終を告げた、越ヶ谷地域も又、此の合戦には結城側であった、（越ヶ谷駅西側の高田の中に嘉吉元年記板碑の在った事が記録され、「其の地は合戦が在り多くの戦死者の墓」と言われる伝承が残る〔新編武藏風土記稿〕）、戦乱が納まり世の中が平和となり、生産が増じ、交易が盛んに成つて來たので、越ヶ谷地域が「市神神社」を再建出来る迄に復興したと云う事が言える。

市（いち）とは、品物の交換を行なう事、又は、其の場所を云い、毎日、又は定期に商人や生産者達が聚まり品物の交換、又は、売買を行なう場所を市（いち）が立つと云ひ、常設の設備を持つ所を市場（じじょう）と云う。令制により、平城京や平安京には、官宮の市が立ち、中世以降、自足経済が余剰生産物を増すに連れ、公益の機関として、交通の便利な地や、人の集まる場所・町・市街地等各地に、市が立つ様になる。

各地域の経済圏毎に、月に六日づつ市の立つ日を定めたので、六斎市（ろくさいじや）と云う。

越ヶ谷周辺の経済圏で、毎月、六斎市の立つ市日は、次の如くである。

1／6日	II 岩観宿・平沼（吉川）・栗崎・忍（行田）
2／7日	II 越ヶ谷・幸手・浦和・菖蒲
3／8日	II 三輪江・鳩ヶ谷・久喜・原市（大宮公園）・扇町屋（指扇）
4／9日	II 船壁・駒西町場・羽生・鴻巣・向古河宿
5／10日	II 草加・杉戸・賀須・鷺宮・桶川・上新郷

市場に対する対応では、市庭錢（いちばせん）を課した。由世、國衛、莊園・領主は、領内の市場に対し課したもので、市庭錢と云い、江戸時代には、市場運上金・名荷金・所場代等とも云い、國・莊・寺社領主・守護・地頭・藩・領等、時代と共に呼名・支配は異なるが、其の時代時代の財政を潤す財源として、重要な地位を占めて来た。

市神は、古く、律領時代、京の左右の市に神を祭つたのが初見で、後、各地の市の立つ場所に、祭られる神の事で、市の立つ場所の路傍等に、自然石、又は、六角石柱等を建ててある事もあり、市場の発展と共に各地に、市神・社社が建立され、初期には「供御人・神人」各座の人々の崇敬を集め、次第に商人・周辺の生産者・町場の住人等の信仰の対象となつて行つた。

律領時代の「市」を構成する人々

市場を構成する人々は、初期の頃は、國衛領・院領・莊園・寺社領等に住し、之等の必要物資を供納・献上する役自の部民達であったが、此等は「供御人・神人・寄人等」と云われ、自由に國・莊・寺社の領地を越えて、山野を駆け巡り原料の供給・製品に加工・売買交易（商人）・物資の移動・船による江海の運送を行ない、「市」の主役であつた為、其の自由往反・交易の自由の権利を授与され、國衛領・院領・莊園・寺社領等に対し、必要物資を供納・献上して、特權を獲得している、其の現れとして、京の市場神を祭る例に習い、「市神社」を祭り崇拝したものと思われる。

之等の、供御人・神人・寄人等は、國衛領・院領・莊園・寺社領等に貢納・供納・献上を盛んにして、此等の特權を獲得し、体制派への「津料」「関・波・泊料」の免除・「諸國自由往反」「市場での交易自由」・「贈送通料」の免除の特權を授与され、自らも、國衛領・院領・莊園・寺社領等に本貫の地を持ち、体制派からの諸課徵収から逃れた。

然し乍ら、次第に原料の供給者・製品に加工する生産者・売買専業者（商人）、運送者、船による江海運業者等、に次第に分業化が進み、又、地域的分業化は、金銀銅の並山師・金銀銅地金の大継治師・刀鎌鉄の小継治師・燈炉・香り物採集し売歩く香頭師（コウグン）・医師（クヌシ）・塩の製造の浜物師・塩の専業者・魚鱗海藻子物等の鷗洋者・沖取魚漁の漁師・鳥獸・肉皮革等の獵師・網羅師・馬牛家畜等の牧司・縫木縫等の糸布縫織師・染師・織師・燈炉・小照明器具の燈炉御作師・灯明油・烽火（カガリビ）の繼松・明松（タイマツ）等の立明人・船の運搬輸送には梶取船頭等々、職業的分業・地域的分業が益々進み、此れ等の交易売買して、物資・資材を貯集め京にて売る専業商人が出来て来る、やがては其れ等地域経済の担い手となり大きく「市」と共に發展するのである。

鎌倉時代の供御人・神人

鎌倉時代になると、律領制以来、地域性により、屋敷地や、居屋敷・取巻く耕地は、班田給受制により、農地を主とした国家憲制を基軸とした、地租課ち固定資産税は、律領制度で定めた如くであるが、次第に屋以外の生産物が増加し、交易が必要となり、「市」の必要性が大となり、「市場制度が確立」される、其の結果市場から「津料」・取引高税を徴収する組織に編入しようとする。

供御人・神人達の生活は、建暦三（一二二三）年十二月、「燈炉御作物師等の所」へ宛てた感入所牒案「鎌倉遺文」を勘案すると、次の如くなる。

『越中國の第物師達は、元來照明用の釣り燈炉を作つて宮中に「備進」する供御人であった事が解る。

牒案に引用された、第物師等の「解状」は、凡そ次の様な興味深い内容を伝えている。

- 1、彼等は「五設七道諸国を往反」し、「鍋・釜」は本地地金で製造した物を諸国に持運び販売していた、又、「鋤・鍬」は、簡単な吹管・槌・鉄床・銛鉄を持運び村々を巡回して、打鍛し組工する、彼等は「一身に芸能を付けた」「諸道の細工人」と呼んでいた、之等は、伝統的な、「諸道細工人」の在り方で、旅から旅の生活が通常の生活である。

2、平安時代末期、國衙体制と莊園制の進展は市・津・閥・渡・泊等に対する規制を強めたので、彼等は、通行と営業の自由を求めて、天皇家の供御人と成ったが、彼等に対する特權の授与と引換えに「営業の利潤を以て、御年貢、以下臨時の召物」を儲進するものであった。

3、彼等は、莊・公の枠を越えて「市」から「市」へ、村々へ巡回して自由に、鍋・釜・鋤・鎌類を運び売、交易し、其の対価として得た「布・綿類・米穀・大豆・雜穀・雜物類」を、之等の不足している他の「市」に運び、交易して利潤を得ていたもので「往反」した生活が当時の「供御人」「神人」等の一般的生活であった。

4、鎌倉時代になると、治承・寿永の内乱以後、支配体制が変り、諸國に守護・地頭を置く、此等、守護・地頭は、領内に「市」を整備し「津料」を懸、閑を設け「通行税」を賦課した、此の為、此の様な「新儀」は、特に、3、の商品を完買・交易する鎌倉幕府の供御人・神人等に対する圧迫となつた。

天皇家から見た、之等の身分は、御賛貢進の雑色で、彼等は、本来は天皇家の供御人で、職人的存在で「座」と云う組織の集団であり、又、「諸方兼帶の供御人」とも唱えた。

天皇家宮の供御人・諸社寺の神人・寄人・在家・召次・大番舍人・神祇等は、國衙・院宮領・莊園・社寺領等に本貫の地を持ち居住し、之等に、献上物・供御物・功物を行なつて其の身分を獲得して、守護・地頭からの諸賦課・國役・雜事等の貢徴に應ぜず、鎌倉幕府体制の守護や地頭支配体制との間に、年貢並びに諸税の取り分に関する紛争が絶えなかつた。

四

八公家・寺社と武家との対立 「鎌倉遺文」より

- 1、山城国小野山供御人は、内藏寮（くら）・主殿寮（とのもの）の供御人が、兼帶で「諸社」・「諸寺」にも明松を以て仕える、「立明人」なる者が居た。
- 2、近江国菅浦百姓等は、建長四（一二五二）年、比叡山檜那院の支配下に在り。「菅浦文書」
- 3、嘉元三（一二〇五）年には更に、「日吉社・八王子神人」で在った他、「二宮権現の神人」を兼ねて居る事が見え、之等、供御人・神人兼帶は菅浦百姓等の選んだ道で、鎌倉幕府の守護・地頭の賦課の取分から逃れる為に、供御人・神人・社人の道を自らが選んだと言える。
- 之れ等により、菅浦供御人の場合、海上交通の自由の確保、諸国往反の自由、「市」に於ける「津料」の免除の特權を授与されている。丹波国波々伯部村の田端百姓等は、所領加地子を「寄進」している。
- 5、丹波国波々伯部村の田端百姓等は、所領を感神院神人と成る為に、加地子「寄進」により、其の主体的な側面を強めると共に「神職」と云う身分的特權を保有したので、「神職を解かずして、如何でか繫縛さるべきんや」と幕府の裁許状も認めざるを得ない、守護・地頭に対抗する、法的地位を確保出来た。
- 6、貞応二（一二二三）年頃、大和国在庁官人等の解状に、「當國土民、皆以て諸社神人・院宮供御人・召状・大番舍人等なり。公田は、又、彼の權勢の聲等の兼作也」と云う状態を嘆き、彼等が「國役・雜事に對抗し」と、此が「傍御の土民等・此の例を守る」と述べている。
- 7、淡路國では、彼等が「私出奉物を貢徴」する事が問題となつた。

鎌倉幕府側の、守護・地頭や在地領主階級の諸勢力が、勿論之等の現象を全く放置していた訳では無かつた。此れ等の対抗策として、次のようなものが見られる。

イ、「市」「閑」の支配
ロ、「渡」「泊」の支配
津料・通行料の徵収

八、「在宅」の支配　彼等の生産の生活活動の形態に応じた在宅数の制限。
二、「給田」「給名畠」　手工業者に給田・給名を与えて在国村落内に抱え込む。

此れ等の内最も有効な手段として、「給田」「名田畠」を与えて、在国村落内に抱込事であり、諸道往反し、山

野を駆巡る供御人・神人集団と、座を結集する手工業者を分離して村落に定住させる事が出来た。

1、若狭國國富莊に於ては、「元は指したる百姓に非ず、領家の威懾を以て召仕えらるる」「紙漉恒利」が見出される。「鎌倉幕府裁許状集」

2、宇佐宮では、「土器工長職」が見出され、「名田畠」を与えられ、農工結合の状態が存在して居る。

3、嘉元四（一二三〇六）年、備後國大田莊の「相論裁許状」には、「運送船に於ては、提取（かじとり）給田を引募るの上、船貨は惣庄の役」とされた様に「年貢運送に當った船頭は、「莊抱」であった。

4、鎌倉時代、薩摩國入來院塔原郷では、「借屋崎」「領主館」に市庭があり、皮屋・金家が地名として固定し、其の他、「土器作」なる在家の名前も認められる。「入來文書」

此の様に、社会的分業の体型が、鎌倉幕府体制の中に於て、社会的分業の体型が、守護・地頭等の支配の掌中に次第に握られて行く様が解る。

然し、宮院寺社の特権を持つ供御人・神人等の利害を侵害するものであり、宮院方との確執となり、やがて承久の役となり、正中の変・元弘の乱に続き鎌倉幕府の倒壊に繋る事になる。

鎌倉時代の社会的分業体型は、以上の如く、諸國を往反する供御人・神人型と、莊＝村・村抱え型との二種類の手工業者・商人に依つて担はれて居た。

然し乍ら、之等の生産物資は、量的にも質的にも、広範囲な繋がりを持ち、経済活動に、重要な役目を担つて居たのは、前者であり、彼等の展開する、物産・商品と貨幣関係は遙かに後者を凌ぎ、此れ等の紛争の種が鎌倉幕府倒壊の原因を為したと言える。

現代に於ける「市」の構成

「市」にまつわるものに、現代迄続く、香具師（ヤシ・テキヤ）の集団がある、香具師の集団は神農皇帝を祭る神農皇帝（ジンノウボオティイ）を祭る人々には、薬草香り物を扱う香具師、医者・薬師・生薬商・検校職・針灸師・按摩・接骨師等が居り、昔、百草を苦めて病氣を憲じたと云う、神農皇帝の古事に習つて、今も、香具師（ヤシ・テキヤ）の人々は之を祀る。

神農皇帝の定めに従い、規則を創り、素人盲目等をこれに従はせて、検校職とし、又、薬草香り物を扱う香具師、医者・薬師・生薬商・検校職・針灸師・按摩・接骨師等が、初めは香具師（コウグシ）の仲間とした。

現在は、次第に香具師の他、衣・食・住に関する雜色物等の交易を成す者、「市」に係る者全般を組織して、配下に組込み、現在では「市」に係る者を悉して、「ヤシ」と言う様になる。

諸國諸道の往反自由と、市・市での交易自由「津料」の免除の特権を有し、全國的組織で渡り歩く事の出来る渡世で、往時の供御人・神人としての流を汲む者達である。

是等、「ヤシ」集団に対し、市場町を形成する定見世商人が居る、給田・名田畠を持つ莊・村抱と成り、体制の支配下と成った者達で、「市」の構成は、江戸時代になると後者が「市」の主流となる。

鎌倉時代末頃より、本県域でも定期「市」の成立を見るが其れ等は、初め月三度特定の日に開かれ三斎市であったが、室町時代には、五日置きに一度、定期的に月の内六回の「市」が開かれる六斎市に発展した。

南朝時代の常陸国府での六斎市が早い例とすが、戦国時代になると、代錢納の為に錢貨の獲得や、年貢物の売却等の為に、「市」の重要性が増し、各地に市の設置を見る。

戦国大名は、領国経営に重要な為、福々の保護を商人に与えた。城下町の經營育成に地域の為に地域毎の各地に、六斎市を設定し地域経済圈内の流通経済の発展を促進し、江戸時代になると、城下町や市場町の商人が経済的地位を高めるに至り、次第に供御人・神人等の「市」に占める影響力が奪はれて行き、「市場」の経済的機能の変革が見られ、地域の特産品の大量裏荷となり官文配の経済となり、番・領の経済の担い手となり発展してゆく。

延文十六年 市場祭不支官

武州文書 所載

市場之祭文

謹請敷供再持ノリ、敬白、

夫市といつ（言う）は、私のはかり事にあらず、伊勢天照太神・住吉大明神の御はかり事なり、衆生のたがらに何事があるべき、市にましたる宝ハあらじ、門前の市・しゆんの市・たから市・唐戸にハ津間の市・西南の市と名付たり、天竺のもんせんの市を吾朝にうつして、松堂をいはひ守護神をあかめ、十物十・百物百・千物千・種々色々の物を松堂の御前にそなえたてまつり、境神・当國六所大明神・口の御たけ・安光・高谷・塙舟等七所の権現・森にハ此所の鎮守・普天寧土の有情非情・大小神祇・異道を薦（敬）而言ク、

今南閻浮提日本国王城のひかし（東）、武州庄部郷村に市をたて、種々の物けうやくを（交易）をしめさん

とす、市ハこれ万物のあつまる（集）所・町ハ財金けうやく（交易）の構えなり、國土豊饒のはかり事、人民のたから、なに事かこれにしかんや、依之農帝の御代よりはじめて市をたてしよりこのかた、漢土日本國人諸都市をたてぬる、これひとへに國土太平の源なり。

然則吾朝に市立はじめし事ハ、昔大和国宇多郡に、三輪の市をたて、いちおり長者此市を立はしめ、此のかた、住よしの浜に草木の市と名付て、九月十三日に立けり、それより西のはまのえびすの三郎殿の浜の市とて立、ひたち（常陸）の國鹿嶋大明神も七月七日に市を立はしめ給しより、尾張國あつた（熱田）の大明神も熱田に市を立たまふ、下野國日光権現も中市を立たまふ、出羽國羽黒権現もたうけ（手向）の市を立たまふ（給）、信濃國観音大明神も五月え（会）の市を立たまふ、武州六所大明神も五月え（会）の市を立たまふ、あたちの（足立）郡冰（氷）河大明神も氷河の市とて立たまひて。

人民をまほり（護）國々保々莊園郷村里々に市をたつる事、神のめぐみより出たり、神かならず推譲し給はんにおいてハ、國家おたやかに人民もゆたかなり、故に正直のまつり事を齋の世といひ、正直の卒（率）法を贊の法と名付たり、しかるに身のうえの飾、口の中の食も、みな市をもつて躰とし、町をもつて本とす、然則当地頭ならひに在地の貴賤上下、一身（味）同心の儀をいたし、はしめて彼所に店屋をこしらへ、あたらしく市をたて、守護神市姫とあかめたてまつる物也。

本池を申せば、往古の大日如来法身のみなどより出たまひ、和光のうり（墨）にましハリ、化土（度）利生のためと、すいしやく（三度）とあらはれたまひ、或八月ともあらわれ、日ともなり給ふ、その光たれかいたゝかさらん、或八月となり事もなりたまひ、その徳のおそれ誰かかうむらざらん、したるに飲食衣服金銀珠玉、うる（完）人もかう（買）人も、ことごとく賣買の徳利のよろこび（喜）をなし、富貴ハ堯舜の御代にことならず、細々の珍らちうゆふの難なく、わかくよりとききにのぞみ、いま此市にたち入へ、而廿年御命をへし、此市のはんしやう（繁盛）ハ、天ちくの門前市のことくならん、天長地久、御願円満、息災延命のため、時にハ七難即滅、七福即生、百姓与樂、常に歡喜、万善榮花、千秋繁昌、と敬曰、本誓者、延文六年辛丑九月九日、

今春、

応永廿一年七月廿日、

武州足立郡蕨市祭成之、
武州足立郡遊馬郷指扇村市祭成之、
武州足立郡与野市祭成之、

武州崎西郡行田市祭成之、
下総州下河辺庄（葛飾郡）花和田市祭成之、
武州足立郡大門市祭成之、

武州足立郡青木市祭成之、

武州足立郡鳩ヶ谷之里市祭成之、

武州河越庄（入間郡）古屋屋市祭成之、

武州伊久布市祭成之、

下總州下河辺庄（葛飾郡）彦名市祭成之、

武州崎西部黒浜市祭成之、

武州崎西部鷺市祭成之、

武州崎西部太田庄（埼玉郡）南方はさま市祭成之、

武州崎西部太田庄（埼玉郡）南北方はさま市祭成之、

武州崎西部太田庄（埼玉郡）野田市祭成之、

武州足立郡野田市祭成之、

武州足立郡方柳市祭成之、

武藏州太田庄（埼玉郡）久米原市祭成之、

下總州春日部郷市祭成之、

貞治元年・正平十六年壬寅（一三六二）

武州崎西部平野宿市祭成之、

○本文書、後世ノモノト思ワルモ、文中ノ年記ニ従イ、便宜ココニ収ム。

以
上



越ヶ谷本町 市神神社

この研究物は山崎善司氏にとつて遺作となつたものです。

山崎氏は、本会の発展に大いに尽くし副会長も務めたことがありました。一方では『会田氏』『古志賀谷氏』等の深い研究は勿論、昭和六十三年一月二十四日の当会主催の第九十回研究発表会において出されました『越ヶ谷言葉 方言と訛集』の研究冊子は、山崎氏ならでは取り組めた貴重な研究物として越谷市内外において高く評価されました。このように郷土史の研究に深く貢献されてきました。今後も越谷市及びその周辺の歴史、特に中世史の解明にご活躍を期待されながら惜しくも今年八月二十二日に他界されました。ここにあらためてご冥福をお祈り致します。

合
掌

武州入間郡水子郷市立時、羽倉彦次郎市祭成之、

「是ヨリ書ヅキノ様見ユル」

武州足立郡かう之すの市祭成之、

武州足立郡河辺（葛飾郡）吉河市祭成之、

武州伊草（比企郡）市祭成之、（草加の誤か？）

武州き西こうり八〇市祭成之、（八条か？）

武州大田庄（太）たかゆわ（高岩）いちまつり是なり、

下總國（埼玉郡）十もり嶋の市祭成之、

武州崎西部岩付ふち宿市祭成之、

武州崎西部岩付くぼ宿市祭成之、

9 一ノ網土橋架け替えについて

恐れ乍らの書を以て願い上げ奉り候

吉田 敏子

士橋町さ治三間、横九尺

武藏野玉器

外六ヶ村

組合

右ハ当社字一ノ網土橋の縁、前々より御書請候二箇座候所

去ル文化六〇年中大破に及び、個人用御書請候下され、丈夫に相保ら
有り難き仕合せ「に」存じ奉り候。是迄、小坂の第ハ、成丈、村隣ひ二井り候え共、

最旱年來相立ち、木品等へおも壇し大破「に」およる、自

力に及び難く、御費至極はり候間、御見分歧し下し置かれ、御書請仰せ付けられ、下し置かれ度、既に上げ奉り候。

右、願いの通り御闇渡々、成じ下し置かれ候ハ、有り難き仕合せ「に」
存じ奉り候。已上

御葉題を以て石場所

武州扇玉郡大間野村

名主

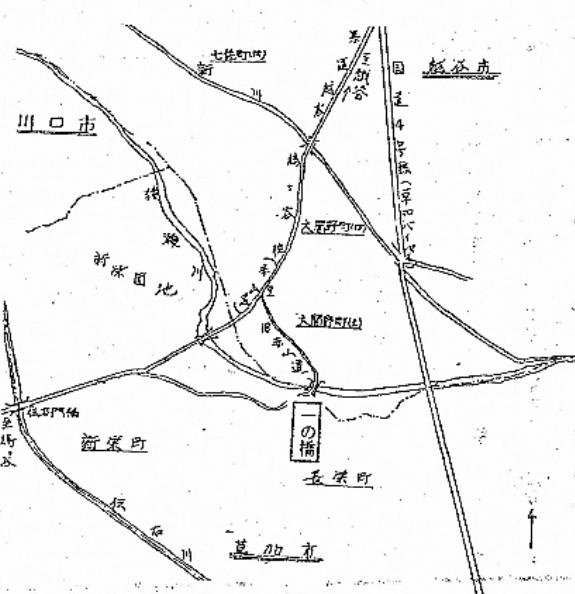
五郎右衛門

文 平

羽林外記様

御役所

御役所



文政十三年十月

この古文書は、『9・一ノ網土橋架け替えについて』（頁44）の資料である。

丹波守より下りて御書

主の御

此稿を拵へ候まく

前
大内郎

外六

内

右の事項より御用紙と改めて申す。此處に御見
悉く承認の上候。又改めて御用紙と改め候。此處
御見悉く承認の上候。又改めて御用紙と改め候。
此處に御見悉く承認の上候。又改めて御用紙と改め候。
此處に御見悉く承認の上候。又改めて御用紙と改め候。
此處に御見悉く承認の上候。又改めて御用紙と改め候。
此處に御見悉く承認の上候。又改めて御用紙と改め候。

天保十九年十一月

主の御

此稿を拵へ候まく

前
大内郎

外六

内

主の御
印及物

越谷市大間野
響谷慶三郎氏所蔵